

# みやざきブランドデジタルスタンプラリー・プロモーション関連業務委託仕様書

## 1 目的

みやざきブランド農畜産物のファン拡大を図るため、消費者の購買行動と連動したスタンプラリーを実施し、認知から購買までの一連の消費者行動を促すことで、新規ファンの獲得と将来的なリピーターへの育成につなげる。

## 2 業務の名称

みやざきブランドデジタルスタンプラリーのプロモーションに関する業務

## 3 委託期間

契約締結の日から、令和9年3月16日（火）まで

## 4 業務にあたっての連携

本業務は、別途委託するシステム・運用関連業務に関連性が深いため、両受託者は、みやざきブランド推進本部の調整のもと、連携して業務を遂行すること。

## 5 委託業務の範囲

### (1) 業務の概要

- ・みやざきブランド農畜産物を取り扱う量販店、飲食店等やフェア・イベント会場などを周遊するスタンプラリーを実施する。
- ・スタンプを取得できるスポットは、委託期間中に常に設置する「常設スポット」とフェア・イベント期間中のみ設置する「期間限定スポット」の2種類とする。
- ・スポットは県内外で最大500スポット（常設300、期間限200）とし、スポットの設置場所、設置期間はみやざきブランド推進本部が指定する。
- ・本スタンプラリーは、以下の2種類のデジタルスタンプ方式により実施する。

#### ① 来店型デジタルスタンプ

参加者が、量販店や飲食店、フェア・イベント会場などを来店した際にスタンプを獲得できる方式

#### ② 購買型デジタルスタンプ

参加者が、量販店で対象の農産物を購入後にスタンプを獲得できる方式  
※対象の店舗は、期間限定スポットのみとする。

### (2) 業務内容

#### 1) LINE 配信機能を活用した情報発信

- ・LINEの配信機能を活用し、積極的な情報発信を行うこと
- ・セグメント配信機能を用い、各ターゲット層（居住地別・属性別等）にとって最適かつ魅力的な情報を発信し、来店動機を喚起する戦略を提案すること

## 2) スタンプ獲得に応じた特典やプレゼントの企画・運営

スタンプ取得数に応じた特典やプレゼントの抽選キャンペーンについて、来店型と購買型で、以下のとおり特典を区別すること。

### ① 来店型デジタルスタンプの特典

- ・来店型特典（EC サイトクーポン）はシステム業務受託者が運用する。本受託者は、当該特典の PR・告知に協力すること。

### ② 購買型デジタルスタンプの特典

- ・スタンプ獲得数に応じて、みやぎきブランド農畜産物等を景品とした抽選キャンペーンを実施すること。
- ・プレゼントの企画内容はみやぎきブランド推進本部と協議の上決定し、準備、発送は受託者により行うこと。
- ・ブランドの魅力を実感できる景品設計とすること。

## 3) 制作物の作成及び周知・広報活動

- ・スタンプラリーの実施に必要な制作物（ポスター、チラシ等）の企画・作成を行うこと
- ・デジタルスタンプラリーを広く周知するための情報発信・広報活動を行うこと

## 4) その他

- ・上記以外で、本事業の効果向上に資する企画運営上の提案があれば、提案することができる。

## 6 業務委託に関する経費の管理等

### (1) 委託料に含む経費

- ・委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。
- ・次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了承を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食料費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

### (2) 文書の保存期間

- ・受託者は、業務委託契約書等の当該事業執行に関する関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

## 7 著作権の取扱い

### (1) 著作権者

- ・本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、みやざきブランド推進本部に帰属する。
- ・受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者又は第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者又は第三者に留保される。

### (2) 権利関係の処理

- ・素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ・受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ・著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上で処理することとする。

## 8 個人情報について

- ・本業務を行う中で得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## 9 成果品について

### (1) 業務報告書

- ・次の事項を記載した業務報告書を提出すること。
  - ① LINE 配信の実施内容及び参加状況等
  - ② 購買型抽選キャンペーンの企画・運営実績
  - ③ その他本委託業務において行った実施内容等

### (2) 電子データ一式

- ・デジタルスタンプラリーで収集した参加者及び参加店舗のデータ
- ・情報発信の際に制作した制作物（ポスター等）のデータ
- ・その他本委託業務において制作したデータ一式

### (3) その他、業務を実施する上で作成した制作物等

- ・成果品は、みやぎきブランド推進本部が指定する場所へ納品すること。
- ・データ形式については、別途協議のうえ決定する。

## 10 その他

- ・本業務の実施に当たっては、みやぎきブランド推進本部と協議・連絡をとりながら進めること。
- ・本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、みやぎきブランド推進本部と協議の上、決定すること。
- ・本業務で得られた情報等については、みやぎきブランド推進本部の許可なくして流用してはならない。
- ・業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、フェア等の開催状況やスポットとなる店舗との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じてみやぎきブランド推進本部と協議の上、対応することとする。
- ・履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- ・企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- ・業務の遂行に当たり発生したシステム上の事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- ・受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、みやぎきブランド推進本部の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。